2014年度第3回 日本学連幹事会 資料

開催日時: 2015年(平成27年)1月24日(土) 15時20分~21時35分 (16時54分~19時01分 一時中断)

開催会場: ホテル ファミテック(栃木県日光市)

【資料一覧】(敬称略)

	資料タイトル	関連議題 (番号)	備考
資料1	インカレスプリント実施ガイドライン	Λ	2014.12.7 日本学生オリエンテーリング連盟臨 時総会用資料
資料2	日本学生オリエンテーリング選手権実施規則(案)	3	
資料3	日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則(案)	3	
資料4	大学院生の加盟登録についての意見	4	作成者:佐藤大樹(副幹事長)
資料5	スキーオリエンテーリングに関する解説・説明資料	5	担当者:木村佳司(理事)
資料6	業務委託管理契約書	7	担当者:齋藤翔太(理事)
資料7	日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約	7	担当者:齋藤翔太(理事)
資料8	2014年度日本学連販売地図売上報告	7	作成者:山川克則(副会長·YMOE社)
資料9	インカレミドルシード選手紹介およびインカレ表彰式に関して	8,9	
資料10	技術委員会報告	11	作成者:大西康平(技術委員長)
資料11	広報紙「いぶき」他についてのアンケート 結果と考察	13	作成者:高橋秀明(広報部長)

【2014.12.7日本学生オリエンテーリング連盟臨時総会用資料】

11.23 日本学連幹事会

インカレスプリント実施ガイドライン

0. ロードマップ

14.12 臨時総会

幹事長より、ここに至るまでの経緯の説明をざっと

資料;ガイドライン案,インカレスプリント規則案(規則案は大西技術委員長より提示)

決議:インカレスプリントの正式発足の是非の決議

討論: 是の場合、ガイドライン案、規則案に対する意見を改めて

15.1 定例幹事会

討論からまとめ ガイドライン案、規則案の発足可能状態へ

15.3 定例総会

決議 ガイドライン、規則案の決議

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門実施に関するガイドライン(案)

0 (前文)

このガイドラインは、世界のフットオリエンテーリング種目が、ロング・ディスタンス、ミドルディスタンス、スプリント、リレー、(最近はスプリントリレーも加わっているが)の4種目になって、わが国のインカレチャンピオンを決める場を全種目持つべきであると、5年前から議論が始まり、一旦時期尚早で否決をしたものの、その後も議論を重ね、2回の実験・試行大会を経てようやく正式発足可能かどうかの決議を出来るところまで行き着いた。これはその長い議論と多くの汗を流した中で共通認識として挙げられたことを、IOF(世界オリエンテーリング連盟)のガイドラインも参考にしつつ、纏め上げたものである。スプリント種目は町の中や公園で実施可能な種目で本場欧州とテレイン的なハンディは少ないといわれているが、渉外的な実施環境においては、社会の理解度等雲泥の差があり、日本での本格的なスプリント競技の実施には大きなハードルが存在しているといわざるを得ない。そんな中で、スプリント種目も他の種目と同様、インカレチャンピオンを目指すことが大きな目標となるような、価値を持つ大会にまで成長するために、必要な事項をガイドラインとして規定する。当面、規則では書ききれないことや、その時々で柔軟かつ高度な判断な求められる時の拠り所となるものである。このガイドラインは価値が根付いたかどうかによって、新たな問題解決を求められることもあるだろう。よって、およそ5年の歳月をもって見直すものとする。本文中、"当面の間"と述べられているものは、特に定着の度合いによって、見直すべき項目である。

1 (目的)

このガイドラインは、日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門(以下、インカレスプリント)の実施を円滑の行うために、規則では規定しきれない事項をガイドラインとして定める。

2 (要件の優先順位)

当面の間はインカレスプリントを新たに創設し定着させていくことが第一目的となる。インカレスプリントの「継続性」が最も優先的な価値観として、他の要件を判断していくことになる。次に重要なのが、「観客の多い環境」である。次が「テレインの質」、「コースの質(ルートチョイス・間断ない判断のストレス)」などの競技性、「公平さ・公正さ(偶然性の排除、一般客への対応・コントロールの置き方、地図の見易さ等)」、

「メディアのコントロール(註:日本ではあまりスポットが当たらないが、中継放送のある欧州ではこれも横並びの重要項目)」などが並列してある。これら全部を満たす環境を用意することは至難の技である。どれを重要視するかは、その時々のシチュエーションによるが、「継続性」を第一に、「観客の多さ」を第二にして、これらの要件を判断してインカレスプリント開催していく。

3. 開催日程

日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技部門(以下、インカレロング)の前日に開催することを原則とする。但し、2. で述べる要件の優先順位から判断して分断開催することも有りうる。

4. 主管

大会を運営母体となる主管は、インカレスプリント実行委員会とする。インカレスプリント実行委員会は、 日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連)インカレスプリント担当理事によって招集される。

インカレロングの前日に開催する場合、主管をインカレロング・スプリント実行委員会として構わない。 また、インカレスプリントのみにおいては、当日役員として日本学連の加盟員を招集しても構わない。

5. 予算

開催する環境によっては、インカレスプリントの大会会計が赤字になることも十分ありえる。その際は継続性の障害とならないよう、赤字分は日本学連の会計から補填する。インカレスプリント・インカレロングー体開催の時に会計を切り分けることも現実的ではない。その際は大会のアウトラインが見えてきた段階で、詳細な見積もりを実行委員会が提出し、幹事会でその決済を行う。但し、赤字が補填できる限度は、別に定めてある日本学連の会計規定で、幹事会での決済可能額の範囲内とする。

6. 設置クラス

選手権クラス以外のクラスの有無および形態については、インカレスプリント実行委員会の判断による。

- 7. 選手権クラス競技者数 (3月までに要討論) 男子 60人、女子 30人とする
- 8. 選手権クラス出場選手選出方法(どういう書き方にするか3月までに要討論) 別に定める

9. インカレロングモデルイベント

インカレロングの前日にインカレスプリントを開催する場合、インカレスプリント当日にインカレロングモデルイベントを併催することが望ましいが、その時の環境によっては、タイムスケジュール的にインカレロングモデルイベントの開催が困難な場合は開催しなくても構わない。

10. アドバイザ

アドバイザ(規約にかかれていることは重複しなくて良いが、何か就任規定的なことを導入文書を書いて おくべくか?)は、当面の間、前の大会で重要職を勤めたものが就くことを強く求める。また経験度の高い者 複数が就任することも強く求める。インカレロングとの兼任はできない。これは、インカレスプリントも他種 目と同様の価値を創り出すために、同時開催のインカレロングの価値観に影響を受けて判断をしてはならない との観点による。アドバイザの経費は、日本学連の会計から別に支弁される。アドバイザは、インカレスプリント担当理事とともに、2項で述べた必要要件の優先順位について、多面的に検討し大所高所からのアドバイスを行う。

11. 実行委員会の提案 起草? 立上げ?

ここの段取りの文章案はまだ考え中

実は最初の2年間(2015、2016)の提案はすでに提出されている。

最初の正式段取り面での理事会との役割分担

12. インカレスプリント実行委員会の承認

他種目と同じ、日本学連規約に従う。これも考え中

13. 本ガイドラインの見直し

インカレスプリントの定着度、また回数を重ねるに従って新たに出てきた問題点などを洗い出して、およそ 5 年を目途に、本ガイドラインはその時の情勢に合わせて見直すものとする。

14. 本ガイドラインは平成 年 月 日より施行する。

平成 年 月 日制定

【説明1】

スプリント・ロングの 2 日間大会の時も、また 2 日間大会であっても実行委員会は分離 (テレインの配置によっては有り得る事)、また分離日程開催になっても通用するように書かれている。

【説明2】

アドバイザには、経験者の就任を当面強く求めるとした。(理事会の承認要件としてとても大きな要素) 就任者の距離・交通費の問題もあるかと思うので、予算に迷惑をかけないよう別会計とした。 (実はロングもアドバイザは別会計が基本なんだけど、最近は実行委員会で包括してしまっている。 それが元で交通費圧迫がと実行委員会の方で理由付けされないようにするために、あえて書いた) 尚、ここでは書いていないが、インカレスプリント担当理事も、ロング担当理事とは兼任不可である。

後記 (山川): 宇井幹事長が書いた原案を 5 年分の議論を反映して大きく書き換えました。赤字分はもう自分は書かないので、幹事会&担当理事で 3 月総会にむけて仕上げていって下さい。臨時総会で是非を問う決議用の資料としては以上です。あと大西技術委員長より規則案が示されます。

以上

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

る場合,

当該条項は、該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 全般的な規則 第1条 規則の適用

1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟(以 下, 日本学連と略す)が主催する, 日本学生オリエン テーリング選手権大会(以下、インカレと略す)に適 用される。

1.2 すべての選手登録者、選手を支援する者(以下、 チームオフィシャル)、競技を運営する者及びその他 の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競 技者と接する者は、この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は、この規則の解釈にあた っては、スポーツとしての公正さの保持を第一義とし なければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を、当該イン カレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、 技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不 適用条項と変更内容は、要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催し ている場合、この規則に定める内容を不適用とする際 は、イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし、 理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは、次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門 女子ロング:個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル:個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント:個人スプリント競技部門

女子スプリント:個人スプリント競技部門 男子リレー: 3名のリレー競技部門

女子リレー: 3名のリレー競技部門

2.2 インカレは、すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは、すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロン グ・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミ ドルの各選手権Aにおける優勝者をミドル・ディスタ ンス競技選手権者、男子リレー・女子リレーにおける 優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。 3.2 インカレの日程と正式名称は、原則として次の とおりとする。

秋インカレ(8月~12月):ロング,スプリント 春インカレ(1月~3月):ミドル,リレー

3.3 インカレは、開会式、閉会式を別途行うことが できる。

第4条 参加規定

- 4.1 選手権競技者は、以下のすべての条件を満たす。
- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- 年齢は当該年度3月31日現在29歳未満
- 選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿 を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は、男子60 名、女子40 名とし、 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但

※ 条項に(ロング), (ミドル), (スプリント), (リレー)とあし、別に定める規則によって、競技者数を追加するこ とができる。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載 された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は、男子60 名、女子30 名とし、 別に定める規則によって各地区学連に配分される。但 し、別に定める規則によって、競技者数を追加するこ とができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載 された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は、男子60 名、女子30 名 とし、別に定める規則によって各地区学連に配分され る。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加 することができる。スプリントの競技者は、選手登録 名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校及び準 加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに 出場させることができる。リレーのチームは、選手登 録名簿に記載された者により構成される。但し、男子 リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャ ルを同行させることができる。各校は、チームオフィ シャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認め られるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりと する。

男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名 女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名 4.8 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。 参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は-切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損 害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項 としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付 あるいはWebサイトにて公開あるいはメールにて送 付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。 要項1(6カ月前):

開催日, 開催地, 主管者の連絡先, 競技責任者の氏名, イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

要項2(4カ月前):

日程、テレインの概要、地図に関する情報(縮尺、等 高線間隔, 走行可能度表示), テレインの標高(コ ースの15 % 以上が1,200m を超える場合のみ), 採 用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、ト レーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラ ス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情 報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申 込締切日, 申込用紙

要項3(2週間前):

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設 定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイ 4.2 各加盟校及び各準加盟校(以下、各校と略す)は、ムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関 する情報,承認された実施規則の不適用条項と変更内

容. その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の用紙によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。(ロング、ミドル、スプリント)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、スプリントにおいて、競技前日の16 時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3 (廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技 前日の16 時までに提出する。競技者に不慮の事故の 場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を 交替させることができる。但し、この場合は裁定委員 の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たテレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、実際の競技におけるテレインのタイプ、地図の質、コントロールの置かれる特徴物、コントロール器具の設置状態、給水コントロールの設置状態、誘導区間のそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト (ロング, ミドル, <mark>スプリント</mark>)

8.1 ロング, ミドル, スプリントのスタート抽選は, イベントアドバイザーの元で, あるいは公開で行われ, 当該競技前日の17 時までには発表される。 (ロング, ミドル)

8.2 ロング、ミドルにおいては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、競技開催1カ月前までに理事会が決定する。人数は男子ロング10名以内、女子ロング7名以内、男子ミドル8名以内、女子ミドル5名以内とする。

(ロング, ミドル, スプリント)

8.3 ロング、ミドル、スプリントは、男女それぞれ 1 人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも 2 分間はとるものとする。スプリントは少なくとも 1 分間はとるものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

(リレー)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

(リレー)

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。 第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。

リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。 第10条 調査依頼と提訴

10.1 各校は、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11 条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の者及び学校は表彰の対象とならない。 第12条 報告書

12.1 各競技終了後3カ月以内に, 主管者は次の内容 の報告書を作成する。

・大会実施報告

・スタート順と公式成績

イベント・アドバイザーの報告

・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本 学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13 条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 特定の競技者が有利になることがないように、インカレ以前には出来るだけ長い期間、オリエンテーリングに使用されていないものとする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟 (IOF)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル・ロング)

14.5 男子コースと女子コースは、可能な限り別のコントロールを用いる。

14.6 (廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、可能な限りコントロールは別のものを用いる。

14.8 リレーでは、コントロールは分割され、チームごとに別々に組み合わされる。全チームが順番は異なっても、全体としては同一のコースを回る。テレインとコースのコンセプトが許す場合、各走区の距離を変えることができる。全チームは、異なる距離の走区を同じ順番で走らなければならない。

14.9 個人競技種目においてはコントロールを各選手毎に異なるように組み合わせることが出来る。但し、全選手は全体としては同じコースを走らなければならない。(バタフライ)

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15 条 (廃止)

第16 条 (廃止)

第17条 距離と登距離

	男子	女子
ロング	70-80 分	55-65 分
ミドル	35-40 分	35-40 分
スプリント	13-15 分	13-15 分
リレー (各競技者)	30-50 分	30-45 分
リレー(合計)	120-150分	110-135 分

17.2 コース距離は、スタートからすべてのコントロー ルを経由してフィニッシュまでの直線距離で示され る。但し、物理的に通過不能な障害物(高いフェンス, 湖, 通れない崖等), 立ち入り禁止区域および誘導区 間は、迂回した距離で測定する。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表 される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの 登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れ ると予想されるルートの距離の7%を越えないよう に設定される。ミドル、リレーの登距離は、最も速く 走れると予想されるルートの距離の6%を越えない ように設定される。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。 第18 条 地図

18.1 地図はJOAの『日本オリエンテーリング地図図 式』に適合したものを使用する。特別な表記の使用は、 イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

これらの変更点は、要項3に明記される。

(スプリント)

18.2 スプリントの地図はJOAの『日本スプリントオ リエンテーリング地図図式』に適合したものを使用す る。

18.3 地図印刷後に生じたテレイン内の変化のうち, 競 技に影響を与えるものは、地図上で修正される。 (ロング)

18.4 ロングに使用する縮尺は1万5千分の1で, 等高 線間隔は5mとする。テレインを適切に表現するため, またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異 なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント アドバイザーの同意を必要とする。

(ミドル, リレー)

18.5 ミドル, リレーに使用する縮尺は1万分の1で, 等高線間隔は5mとする。テレインを適切に表現する ため、またはコース設定・競技上の制約等のため、こ れと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イ ベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(スプリント)

18.6 スプリントに使用する縮尺は4千分の1または5 千分の一で、等高線間隔は2mまたは2.5mとする。布される。 テレインを適切に表現するため、またはコース設定・ 競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、(リレー) 等高線間隔の使用は、イベントアドバイザーの同意を 必要とする。

18.7 競技に影響を与える恐れがあり、かつ、地図から は読み取れないテレイン内のコンディションについ ては、遅くとも要項3で発表される。

18.8 競技用地図は、水分や損傷に耐えるように両面が 保護される。

18.9 競技に使用するテレインに過去のオリエンテー リング地図がある場合、これらの地図は、競技に先立 ってすべての加盟校及び準加盟校に公開される。

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。18.10 競技当日は、主管者の許可が出るまでは選手登 録者及びチームオフィシャルが競技区域のいかなる地 図を利用することも禁止する。

第19条 地図上でのコースの表記

19.1 競技用地図は、以下のように表記される。

・オリエンテーリングの開始地点は、正三角形 (1辺 7 mm) 。

・コントロールは、円(直径6mm)。

・フィニッシュは、2重同心円(直径5mm と7mm)。

・誘導区間は,破線。

19.2 三角形, 及び, 円の中心は特徴物の正確な位置 を示す。コントロールフラッグが特徴物の周囲に設置 される場合でも、特徴物を中心として印刷される。 19.3 コントロールは、回る順番を指示するために、

南を下にして正立された数字によって示される。

19.4 誘導区間がある場所を除き、三角形と円は、直 線により、順番に結ばれる。コントロールの円とそれ を結ぶ直線は、重要な地図上の表現を見えにくくする 場合には、部分的に直線を切ったり、細く描いたりす ることができる。

19.5 誘導区間は、すべて地図上に示される。誘導区 間の終端から再びオリエンテーリングを開始する場合 は、地図上で破線の終端と次のコントロールが直線で 結ばれる。

19.6 コース印刷においては、透明な赤紫色、あるい は赤色を使用する。

第20 条 その他の追加表記

20.1 危険回避のための立ち入り禁止の範囲は、斜め クロスのハッチングをする。その他の理由による立ち 入り禁止の範囲は、垂直のハッチングをする。外郭線 は以下のように表記される。

• 現地でテープなどが連続して表示される場合は、実線。

現地でテープなどが間隔をおいて表示される場合は、 破線。

・ 現地で表示のない場合は、外郭線を記入しない。 20.2 通行禁止のルート(自動車道など)は、×の連 続で表す。

20.3 外向きの2つの括弧) (は、コースに関した重 要通過地点、経路(例:渡河地点、道の下のトンネル) を示すのに用いられる。

20.4 追加表記の色は、コースと同一の色とする。

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの位置説明は、JOAの『コント ロール位置説明仕様』に従って作成する。

21.2 コントロール位置説明表は、地図の表面に貼付 されるか、印刷される。

(ロング、ミドル、スプリント)

21.3 コントロール位置説明表は、スタート枠にて配

21.4 (廃止)

21.5 リレーで使用されるすべてのコントロール位置 説明の一覧は、リレー前日の代表者ミーティングが始 まるまでに参加各校の代表者に配布される。但し、コ ントロールのつながりについては表示されない。

第22 条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示さ れる。

22.2 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱 状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm ×30cm で、対角線によって2分して白とオレンジに 色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロールは、互いに30 m以内に近接して設置してはならない。さらに、特徴物が同じコントロールは、互いに60 m以内に近接して設置してはならない。23.5 コントロールは、その場所に競技者がいるかいないかで難易度が変わらないような場所が望ましい。23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。充分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロール役員を置く場合は、コントロールを通過した競技者のナンバー、及びチェックした時刻を記録する。また、コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45 分を超える競技は、給水所を設ける。給水所には、飲料水が用意される。

第24 条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは, 主管者の判断に ゆだねられる。

24.2 (廃止)

24.3 (廃止)

24.4 コントロール通過証明がされていない,あるいは判別できない場合,(ユニットの不調など競技者の過失でなくても)この競技者は失格となる。但し,バックアップにより通過が証明された場合は,失格とならない。

第25 条 スタート

(ロング, ミドル, スプリント)

25.1 ロング, ミドル, スプリントはプレスタート方式 とすることができる。この場合, 競技者がスタートへ ゆっくり走っていって間に合うようにプレスタートを 設定する。

(ロング、ミドル、スプリント)

25.2 競技者はスタートと同時に自分で地図を取る。 (リレー)

25.3 リレーでは、第1競技者はスタートと同時に、以降の競技者はスタート後の地図の支給地点で、自分で地図を取る。

25.4 正しい地図を取るのは、競技者の責任である。主

管者は、競技者が他の競技者によって妨げられること なく地図を取れるように配慮し、競技者が間違った地 図を取らないように充分注意する。

25.5 すべての競技者は、最低20 分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

25.6 オリエンテーリングの開始地点は、地図上で三角のスタート記号で示される。現地にはコントロールフラッグを置く。

25.7 オリエンテーリングの開始地点は、地図面あるいは先行する競技者のルート選択が、スタート前の競技者その他に見えないような場所に設定される。必要に応じて、スタートからオリエンテーリングの開始地点までを誘導区間とすることができる。

25.8 競技者が自己の責によりスタートに遅刻した場合, 到着次第すぐにスタートすることができる。この場合, 正規のスタート時刻にスタートしたものとして計時される。主管者は, 正規にスタートする競技者に影響を与えないように, いつスタートさせるかを決めることが出来る。

25.9 主管者の責により競技者が遅刻した場合, 競技者は, 新しいスタート時刻を与えられる。

(リレー)

25.10 リレーでは、次競技者は引継を受ける3分以上前に、前競技者が近づいたことを告知される。但し、主管者は告知に問題があっても責任を負わない。

(リレー) 25.11 リレーにおいて、次競技者への引継は、指定された区域(チェンジオーバーエリア)で、両競技者の

(リレー)

接触により行う。

25.12 リレーにおいて、運営を円滑に行うために、未 出走の競技者をマススタートで出走させることがで きる(リスタート)。

第26条 フィニッシュ

26.1 計時線は、フィニッシュへの走路に対して直角とする。

26.2 計時線は、競技者が遠くから識別できるようになっていなければならない。

26.3 計時線を通過した競技者は、通過証明が記録されたものをフィニッシュ役員に手渡す。

リレーでは、地図とコントロール位置説明表も手渡す。 26.4 フィニッシュ閉鎖時刻は、事前に発表される。

26.5 フィニッシュ地点には、救護所を置く。

第27条 計時と順位

27.1 フィニッシュ時刻は、計時線のところで計られる。

その時刻は、競技者の胸が計時線を横切った時刻、あるいは競技者が計時線上でパンチした時刻とする。計時は秒単位まで行う。秒以下については切り捨てる。タイムは、時・分・秒、あるいは、分・秒のどちらかで表示される。

27.2 コントロールを抜かした場合(あるいは、間違ったコントロールをチェックした場合), また、指定された以外の順番でコントロールを回ったことが判明した場合には、競技者は失格となる。

(ロング, ミドル)

27.3 2人以上の競技者が同タイムの場合, これらの競技者は同順位となる。成績表・報告書の中で彼らは

同順位となるが、スタート順に並べられる。また、この場合次の順位は空位とする。

(リレー)

27.4 リレーでは、チームの全競技者の合計タイムがそのチームの成績となる。チームの順位は、最終競技者のフィニッシュした順番により決定される。着順判定員が順位判定を下す。同着はない。

27.5 リスタートをしたチームは参考記録とする。

27.6 競技時間は、ロングでは2 時間30 分まで、ミドルでは1時間40 分まで、スプリントでは40分までとする。この時間を超えた競技者は失格とする。リレーでは5 時間までとする。

この時間を超えたチームは失格とする。

第28条 服装と用具

28.1 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。る。28.2 ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるよ 32.3 うにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、ス できプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。 第3 ナンバーカードの大きさは、25×25cm を超えないもの 33.2 とする。数字は、最低でも10cm 以上の高さが必要であ る。 全員

28.3 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29 条 競技上の公正

29.1 インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、テレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。

29.2 主管者は、イベントアドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うテレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。

29.3 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行うテレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。

29.4 競技中は、以下の行為を禁止する。

- ・ 外部からの助力を得ること
- ・ 共同で走り、方向決定を行うこと
- ・ 故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を 利用しようとすること
- ・ 他の者から情報を得ようとすること

29.5 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。

29.6 棄権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならず、他の競技者を助けてはならない。29.7 あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。29.8 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。

29.9 インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。

29.10 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。

29.11 インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピ

ング検査を実施する場合、要項2(4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3(2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30 条 インカレ実行委員会

30.1 インカレは、インカレ実行委員会が主管する。30.2 インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第31 条 秘密保持

31.1 主管者,イベント・アドバイザー及びその補佐,その他テレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32 条 経費

32.1 インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。

32.2 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第33 条 裁定委員会

33.1 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に関与してはならない。

33.2 裁定委員会の審議には、イベントアドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。

33.3 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。

33.4 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34 条 イベントアドバイザー

34.1 イベントアドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。

34.2 イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。34.3 イベントアドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。

34.4 イベントアドバイザーは、インカレが適正に 行われるように、少なくとも以下の任務を遂行する。

- ・ 要項の内容を確認すること
- 会場、テレインの適格性を確認すること
- ・ スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
- スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
- ・ 計時システムの信頼性と正確性を判断すること
- ・ 地図が規定に合致しているか確認すること
- ・ 地図の正確さ,作図,印刷の妥当性を確認すること
- ・ コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認 すること
- ・リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせ が適切かどうか確認すること
- ・コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
- ・式典が適切かどうか判断すること
- ・競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること

- ・運営組織, 人事, 会計及び競技運営全般を確認する こと
- 34.4 インカレ開催中、イベントアドバイザーは、大会会場に常駐し、以下の任務を遂行する。
- ・主管者に対して助言を与えること
- ・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること 34.5 イベントアドバイザーは、以上の他に自分の裁量で、インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。
- 34.6 イベントアドバイザーは、必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベントアドバイザー補佐は、特に、地図作成、コース、イベント、運営組織、人事、会計、スポンサー、メディア等のうち、イベントアドバイザーが必要と考える分野において、任務を補う。

34.7 (廃止)

第35 条 報告

- 35.1 主管者は、当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。
- 公式成績
- ・各競技部門のコース図および全コントロール図
- ・その他必要と思われる資料
- 35.2 イベント・アドバイザーは、当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会、理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。
- 35.3 主管者は、すべての要項とプログラム、大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は、これらを資料として保存する。
- 第36 条 メディア・サービス
- 36.1 主催者および主管者は、メディア取材者に対して、報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。 36.2 主管者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。
- 第37 条 改正
- 37.1 本規則の改正は総会の議決による。
- 第38 条 施行
- 38.1 本規則は2004 年4月1日より施行する。
- 38.2 本規則は2004 年11 月8日より改正施行する。

2003 年11 月15 日 制定

2004 年11 月 6 日 改正

2005 年11 月 7 日 改正

2007 年 4 月 1 日 改正

2008 年 3 月10 日 改正

2009 年 11 月 22 日 改正

2015 年 3 月 9 日 改正

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権(以下、インカレと略す)実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技(以下、スプリントと略す)の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 2.1 競技者数は、男子 60 名、女子 30 名とし、これを 第3条及び第4条の方法により、各地区学連に 配分する(地区学連枠)。
- 2.2 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規 則第4条第1項の参加規定を満たす者は、 前項 の競技者数とは別に出場資格を得る(前年 度個 人実績枠)。

第3条 競技者数配分方法 (男子)

3.1 学連枠

12 名を各地区学連に2名ずつ配分する。

3.2 前年度実績枠

48 名を前年度男子スプリントの実績を基に、以下 の式により各地区学連に配分する。

地区学連の前年度実績枠の人数 =

(当該地区学連前年度 30 位以内の人数) /(前年度 30 位以内の総人数) × 48 但 し、小数点以下は原則として切り捨て、48 名 に欠ける人数分については、小数点以下の 数 値の大きい地区学連から順に配分する。

3.3 最大数

3.1 と 3.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法(女子)

4.1 学連枠

6名を各地区学連に1名ずつ配分する。

4.2 前年度実績枠

24 名を前年度女子スプリントの実績を基に、以下 の式により各地区学連に配分する。

地区学連の前年度実績枠の人数 =

(当該地区学連前年度 15 位以内の人数) /(前年度 15 位以内の総人数) × 24 但 し,小数点以下は原則として切り捨て,24 名 に欠ける人数分については,小数点以下の数 値の大きい地区学連から順に配分する。

4.3 最大数

4.1 と 4.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

- 5.1 各地区学連内での競技者の選出方泳は, 各地区 学連の任意とする。
- 5.2 第2条第2項による競技者は、前項による選出 方法によらず出場資格を得る。
- 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、 主管者にそのクラスと人数を報告する。

第6条 欠員補充

- 6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に 記載されない場合、もしくは欠場の報告を受け た場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やか に次 年度の各地区学連競技者数を計算し、その 結果 を前年度スプリント終了後 4 週間以内にす べての地 区学連及び日本学連事務局へ通知しな くてはな らない。
- 7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を 6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、 技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6 条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはなら ない。

第8条 改正

8.1 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

9.1 本規則は, 2015 年 4月 1日より施行する。

2014年3月9日制定

大学院生の加盟登録についての意見

• 金沢大学

大学院生の加盟登録を可能にすること自体には反対ですが、専攻科学生のみ認めるという ことであれば賛成です。専攻科学生は年齢は大学3、4年生にあたるため、賛成という結論 に至りました。

基本的には幹事会の意見に賛成ですが、専攻科学生以外も加盟登録を認めるというのであれば、大学院生、専攻科学生のみ認め、聴講生や研究生は認めないということになりました。調べたところ、法律上大学生に含まれるのは大学学部生、大学院生、専攻科学生であり、聴講生と研究生は含まれないためです。

・岩手大学

幹事会の意見に対して反対です。

- ・岩手大学の意見として、対象は大学院生・専攻科学生・聴講生・研究生を含めてよいと 思う。
- ・対象者が表彰台に上がっても、登録年数が周知されていれば心よく称賛できると考えられる。
- ・「学連登録年数」を基準に考え、選手権の部に関しても登録年数「4 年以内」であれば、 たとえ院生でも出場は出来る状態が望ましい。
- ・一般もまた然り。選手権参加を目指すことを目的とはしていないが、単純に競技を楽し みたい選手もいることを理解してほしい。
- ・学連登録をせず経験を積むことが考えられるが、そこは学連側が注意喚起するべきであ る。
- ・加盟が認められたとしても、極端に運営者やオフィシャルの人数が減るとは思えない。 運営者がどの程度足りていないかわからない。
- ・「学連加盟5年目以降」の人は運営者やオフィシャルに回せばいいのではないかと思う。

• 横浜国立大学

当大学では概ね幹事会の意見に賛成です。

以前は「加盟登録4年の権利は平等に認めるべき」という意見が有力でしたが 議事録における「全日本等オリエンテーリングの頂点を獲ることのできる大会は存在して おり、インカレは学生におけるトップを決める大会」という点に関して大多数が賛成を唱 え、

進学や留年といったもの以前にインカレは「現役大学生選手」という括りに基づいて開催 するべきだ、という考え方でまとまりました。 よって院生や研究生等の参加については反対を唱えますが、 先日東北大の報告メールに記載のありました、

- 1. 学部学生であっても、加盟年数4年以内のみを認めるべき
- 2. 一般クラスの参加資格も加盟年数4年以内にすべき
- 3. 医・薬学部など 6 年制カリキュラムの学部学生も登録を 4 年次までに制限すべき についてはその通りだという意見も挙がりました。

よって、インカレ参加は大学学部生のみとし、その中でも登録は 4 年以内とする、という意見を当大学の意見として述べさせて頂きます。

スキーオリエンテーリングに関する解説・説明資料

以下は、木村佳司・日本学連理事作成のスキーオリエンテーリングに関する解説・説明資料である。

スキーオリエンテーリング世界学生選手権 2016 への対応につ いて

【1】日本学連は以下のことを確認する。

日本学連は日本の学生オリエンテーリングを代表する唯一の 組織である。

オリエンテーリングの範疇は、フット 0、スキー0、MTBO、トレ イル0を指す。

学生日本代表選考は、日本学連が行う。

【2】委員会の設立

日本学連スキーオリエンテーリング委員会を設立する。1月の 幹事会で承認いただきたい。

委員長は木村佳司が行う。

2014年度の予算要求はない。

スキーオリエンテーリング世界学生選手権の日本代表選考は 日本学連スキーオリエンテーリング委員会が行う。

以上提案内容です。幹事会で審議お願いします。

解説

日本学連がオリエンテーリングの代表組織としてスキー0も 管轄することは

これまでの議論でおおむね理解していただけたと思っていま す。

日本学連内部でどこがスキーオリエンテーリング競技を扱う のか

大西さんからは技術委員会でという声もありましたが 種目としてフット0と違うところも多いことから 別委員会を立ち上げて担当するのがよいと思いました。

(20年ほど前にスキー0委員会がありましたが、

長野オリンピックでの採用が見送られることが判った時点 で

委員会を廃止した経緯があります。)

2015年3月にスキーオリエンテーリング全日本大会が JOA 主催 で開催されます。

その中に「ユニバーシアードクラス」を設ける計画です。

これは 2016 年の世界学生選手権への出場資格を持つものが対 象になります。

このクラスの結果を参考に 2016 年世界学生選手権の選手選考

日本学連スキー0委員会が行うつもりでいます。

説明資料

FISU(国際大学スポーツ連盟)と 日本学生オリエンテーリング連盟の関係 (2015年1月 木村佳司)

【FISU主催イベント】 ・ユニバーシアード

総合競技大会。いわゆる「学生のためのオリンピック」 冬季、夏季の両大会が開催される。

2年毎に開催される。(オリンピックの前年と翌年)

• 世界大学選手権

単独競技大会。

2年毎に開催される。(オリンピックの年と2年後)

【FISU 主催イベントへの出場資格】

- ・大会が開催される年の1月1日現在で17歳以上28歳未満。
- ・なおかつ、大学または大学院に在学中、 もしくは大会の前年に大学または大学院を卒業した人。
- ・プロフェッショナル選手、アマチュア選手ともに出場可能。

【FISU 主催イベントに対する日本の取組】

- 窓口は JOC (日本オリンピック委員会)
- ユニバーシアードへの参加 JOC より日本選手団として派遣される。 派遣費用は JOC が支弁する。
- 世界大学選手権への参加 JOC はエントリーの窓口業務を行う。 選手団は各競技団体により組織される。 派遣費用は各競技団体が支弁する。

【FISU 主催イベントにおけるフットオリエンテーリング】

・ユニバーシアード

フットオリエンテーリングは実施種目に入っていない

世界大学選手権 実施されている。

【FISU 主催イベントにおけるスキーオリエンテーリング】

・ユニバーシアード

2019年(ロシア大会)より種目となる

世界大学選手権

2016年(ロシア大会)より種目となる。

【2013年までの世界学生選手権へのエントリ方法】

FISU から JOC に連絡が来る

JOC から公益社団法人 JOA に連絡が来る

JOA から、任意団体の日本学連に連絡が来る。

上記の逆ルートでエントリが行われた。

これらは組織的なつながりはなく、慣例のなかで行われてきた。 繋がりは脆弱であった。

【2014年からの世界学生選手権へのエントリ方法】 FISU から JOC に連絡が来る

JOC から JOC 承認団体の JOA に連絡が来る

JOA から、JOA 会員の日本学連に連絡が来る。 相互が正式に正統性をもって関連しあっており、

繋がりは強力になっている。

説明資料

スキーオリエンテーリング世界学生選手権 (WUSOC) 2016 の選手選考について (2015 年 1 月 木村佳司)

【当面の課題】

スキーオリエンテーリング世界学生選手権 (WUSOC) 2016 の選手選考

エントリは2015年の無雪期の間に行われる。

【選考主体】

- ・日本学生オリエンテーリング連盟
- 理由:

日本学連は日本の学生オリエンテーリング界を統轄する。 (日本学連規約第2条)

JOA はこれを認めている。(JOA 入会の条件)

JOA は日本のオリエンテーリングを統轄する中央競技団体である。

これは日本国が認めている。公益社団法人であることがその証拠である。

そんな JOA がオリエンテーリングの中央競技団体として 認められているから JOC の承認団体となっている。

【確認事項】

日本学連が統轄するオリエンテーリングの中に スキーオリエンテーリングが含まれることを日本学連内部で 確認し、

JOA に対して意志表明しておく必要がある。

【具体的な選考方法】

日本学連スキーオリエンテーリング委員会で決定する。 スキーオリエンテーリング委員会は 2015 年 1 月に再設立する。 選考レースは 2015 年シーズンとなる。

資格と選考方法は2015年2月中旬ころには発表したい。

想定される資格(2016年1月1日時点)

- 日本学連の加盟員
- ・大学院生で日本オリエンテーリング協会に競技者登録してい る者
- ・前年に大学または大学院を卒業した人で 日本オリエンテーリング協会に競技者登録している者
- 上記の者の中で2016年1月1日現在で17歳以上28歳未満。

想定される選考レース

全日本スキーオリエンテーリング大会 2015 (2015 年 3 月 14 日 -15 日)

この中で設定される選考クラス MUniv (男子) /MUniv (女子)

選考レース以外の選考方法

日本学連スキーオリエンテーリング委員会の推薦者

スキーオリエンテーリング世界学生選手権 (WUSOC) 2016 の選手選考について

日本学連スキーオリエンテーリング委員会 委員長木村佳司

2015年1月

【まえがき】

2015年1月20日現在は世界学生大会2016ロシア大会募集要項が

未発表である。このため具体的な日程、場所、競技内容、出場枠。

資格など不明である。

しかし、WUSOC2016 の日本代表選手選考レースは 2015 年 1 月-3 目の

積雪期に行う必要があることから、

選手選考方法を暫定的に下記の通りとする。

日本選手団決定者:

日本学生オリエンテーリング連盟スキーオリエンテーリング 委員会

選考にあたって以下の競技会の結果を参考とすると同時に その他の実力を加味して選考する。

実際の選考はスキーオリエンテーリング世界学生大会 2016 の 要項が発表されてから行う。

資格(2016年1月1日時点)

- ・日本学連の加盟員
- ・大学院生で日本オリエンテーリング協会に競技者登録してい る者
- ・前年に大学または大学院を卒業した人で 日本オリエンテーリング協会に競技者登録している者
- ・上記の者の中で 2016 年 1 月 1 日現在で 17 歳以上 28 歳未満。

参考対象レース

- ・スキーオリエンテーリング全日本スプリント大会 M21E/M20E/MA クラス /W21E/W20E/WA クラス (2015 年 2 月 22 日実施 山形県真室川市)
- ・第5回小千谷スキーオリエンテーリング大会 MAクラス/WAクラス

(2015年3月1日実施 新潟県小千谷市)

・全日本スキーオリエンテーリング大会 ロングディスタンス MUniv/WUniv クラス (2015 年 3 月 14 日実施)

ミドルディスタンス MUniv/WUniv クラス (2015 年 3 月 15 日実施)

(北海道留寿都村)

・安比高原スキーオリエンテーリング・スプリントレース MA/WA クラス (2015 年 4 月 5 日開催 岩手県八幡平市)

業務委託管理契約書

日本学生オリエンテーリング連盟(以下「甲」という)と_____(以下「乙」という)とは、 以下のとおり甲所有の地図の管理業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務の委託契約に際し、この契約書に定めるもの従いこれを履行しなければ ならない。
 - 2 この契約書に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議の上これを定める。

(目的)

- 第2条 甲所有の地図に関する調整、印刷及び販売業務を行うにあたり、これを適正かつ確実に行なうための業務を委託する。
 - 2 委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上 取り決めるものとする。

(業務の内容)

- 第3条 甲は、甲所有の地図に関する調整、印刷及び販売業務(以下「委託業務」という)の全部を乙に 委託し、乙はこれを受託する。
 - 2 甲または乙は必要があるときは委託業務の内容、実施方法等の変更および追加等を行うことができるものとする。この場合、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法、業務委託料などを改めて決定するものとする。

(注意義務)

第4条 乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者 の注意をもって委託業務を遂行するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(再委託の禁止)

- 第6条 乙は、業務の一部または全部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
 - 2 前項の規定は、乙がコピー、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。

(業務委託料および支払方法)

第7条 甲は、委託業務に係る業務委託料を乙に支払うものとし、その金額については、別紙1「料金表」 のとおりとする。

- 2 乙は、甲の幹事会の都度、委託業務の実績について別紙2「地図の受託販売業務に係る報告書」 を用いて報告し、その後1か月以内に業務委託料を差し引いた金額を甲に納入しなければならない。甲から乙への業務委託料の支払いは、当該行為をもって代えるものとする。なお、その際の振込手数料は、乙の負担とする。
- 3 経済事情の変動等により前項の業務委託料が不相当となったときは、甲乙協議の上これを改定 できるものとする。

(資料等の貸与・保管・返却・廃棄)

- 第8条 甲は、委託業務の遂行上必要な資料等を(以下「資料等」という)を乙に貸与し、また委託業務 遂行上必要な情報を告知するものとする。
 - 2 乙は、甲より貸与された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託 業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。
 - 3 乙は、甲より貸与された資料等を本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に複写・複製・編集 等を行わないものとする。
 - 4 乙は、甲より貸与された資料等について、甲の指示により、返却または廃棄するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲および乙は本契約に際して、または本契約に基づく委託業務遂行上知り得た双方の技術上、営業上、および個人情報その他の秘密情報の秘密を遵守せしめるものとし、本契約有効期間中のみならず、本契約終了後も相手方の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。

(履行遅延の場合における損害金等)

- 第10条 乙の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了することができない場合において、期間経 過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めた時は、甲は、乙から損害金を徴集して期間を延 長することができる。
 - 2 前項の損害金の額は、頭書の業務委託料から、既に完了した業務委託に該当する委託料を控除した額に対して、○○○○の割合を乗じて計算した金額とする。
 - 3 甲がその責に帰すべき理由により、業務委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は遅延日数 に応じ、○○○○の割合を乗じて計算した額の利息を甲に請求することができる。

(不可抗力)

第 11 条 甲及び乙の責に帰さない不可抗力により本契約の全部または一部の履行の遅延または不能が生じた場合は、甲および乙は共にその責を負わないものとする。

(解約)

- 第12条 甲および乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解約することができるものとする。
 - 2 前項に基づく解約については、甲および乙は相手方に対しその事業に損害が生じないよう配慮 するものとする。

(契約期間)

第13条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前まで に甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、 以後も同様とする。

(協議事項)

第14条 本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義・誠 実の原則に従い、協議・決定するものとする。

以上のとおり甲乙間で業務委託管理契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

(別紙1) 料金表

販売する地図の種類	販売地図1枚当たり 業務委託手数料
縮尺が 15,000 分の 1 の地図	200 円
地図サイズが B4 サイズ以上の地図	200 円
上記以外の地図	150 円

(別紙2) 地図の受託販売業務に係る報告書

作成中

日本学生オリエンテーリング連盟の地図の運用に関する規約

第1章 総則

第1条(目的)

- 1 本規約は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下「日本学連」という。)が保有する金融資産を有効活用し、 日本学連の最も重要な資産たる地図財産を継続的に更新し、使用可能な状態に保つことを目的とする。
- 2 同時に、地図を作成する者の環境を整備することで、 本規約が日本の学生オリエンテーリング界、ひいては日 本オリエンテーリング界全体の永き発展に寄与するこ とを目的とする。

第2条 (定義)

- 1 本規約における「地図」とは、オリエンテーリングの 競技用の地図の OCAD データ及びその印刷物を指す。
- 2 本規約における「地図作成者」とは、日本学連が著作権を有するもしくは有することになる地図の作成及び 更新を相応の対価をもって事業として行う者を指す。
- 3 本規約における「地図事業」とは、日本学連への事業 の提案から、日本学連による事業完成確認までの一連の 手続きを指す。
- 4 本規約における「指定管理業者」とは、日本学連と別 途委託管理契約を締結した者を指す。

第2章 窓口

第3条 (連絡先)

- 1 日本学連における地図事業に係る窓口として、日本学連会計担当者(以下「会計担当」という。)を正責任者とする。
- 2 正責任者に加えて、日本学連地図会計担当理事(以下 「担当理事」という。)を副責任者とする。
- 3 地図作成者が地図事業に係る連絡を日本学連に対して行う場合、必ず上記2者双方に対して連絡するものとする。

第4条(連絡方法)

- 1 日本学連への連絡方法はやむを得ない場合を除いて 原則インターネットメールによるものとする。メールア ドレスについては、日本学連のホームページに記載する。
- 2 やむを得ない場合は電話等による連絡も可とする。

第3章 事業の展開

第5条(事業の提案)

- 1 本規約における地図事業は、日本学連構成員の他、地 図作成者からも提案できるものとする。後者の場合は、 第6条に規定する書類を日本学連に提出するものとす る。
- 2 日本学連構成員において作成及び更新を希望する地 図がある場合は、個別に日本学連あて連絡を行う。連絡 方法は第4条による。なお、日本学連加盟校及び加盟員 は地図作成者を日本学連に推薦できる。その場合、推薦 された地図作成者は、第6条に規定される書類を日本学 連に提出するものとする。
- 3 日本学連構成員からの事業提案であって地図作成者 の推薦がない場合、日本学連は地図作成者の公募を行う。 その際は日本学連のホームページ上にて詳細を告知する。 複数の応募者があった場合、幹事会及び理事会において 計画の実現性等を総合的に勘案し、地図作成者を選定する。

第6条(提案・見積)

- 1 地図作成者は、「地図事業計画書(様式1)」(以下「事業計画書」という。)及び「地図事業見積書(様式2)」(以下「見積書」という。)を日本学連に提出する。
- 2 地図作成者は、事業費を算定する際、適正な価格となるようにしなければならない。
- 3 日本学連に対して事業の提案があった場合、幹事会及 び理事会は当該事業の必要性について検討し、可否を判 断する。
- 4 事業費見積総額が 200 万円(税込)を超える場合は、当該事業について幹事会、理事会及び総会での承認を必要とする。この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計画書及び見積書について説明を行う義務を負う。また、日本学連総会にも出席し、事業計画書及び見積書について説明を行うことが望ましい。
- 5 事業費見積総額が 200 万円(税込)以下の場合は、当該 事業について幹事会及び理事会での承認を必要とする。 この場合、地図作成者は日本学連幹事会に出席し事業計 画書及び見積書について説明を行う義務を負う。

6 事業の喫緊性が認められ、かつ事業費が 20 万円以下 の場合は、日本学連幹事長、副幹事長、会計担当及び担 当理事のみで事業の可否を判断できる。

第7条(契約)

- 1 日本学連は、提出された事業計画書及び見積書について可と判断した場合、地図作成者と地図事業についての契約を行う。
- 2 発注形式は、「地図事業発注・請負契約書(様式3)」(以下「契約書」という。)によるものとする。契約書には 地図作成者、日本学連双方の署名、捺印を必要とする。
- 3 契約書の締結は、やむを得ない場合を除き、原則面前 自著によるものとする。この場合、締結場所は原則とし て日本学連事務局、もしくは幹事会または総会の会場と する。
- 4 契約書正副 2 通に日本学連、地図作成者の双方が署 名・捺印することで契約が成立したものとする。
- 5 地図作成者が日本学連事務局から遠方に居住している等のやむを得ない事情がある場合、契約書の締結は郵送によることができる。この場合、日本学連が様式を地図作成者あて発送し、地図作成者は契約書へ署名、捺印のうえ日本学連あて返送する。日本学連はそれに対し署名・捺印を行い、副契約書については地図作成者に返送する。

第8条 (事業計画の変更)

- 1 地図作成者は、事業計画に大きな変更が生じた場合、「地図事業計画変更届(様式4)」(以下「計画変更届」という。) を早急に日本学連まで提出しなければならない。
- 2 地図作成者は、計画変更届について日本学連幹事会及 び理事会からの承認を得た上で事業を継続しなければ ならない。ただし、変更により事業費総額が200万円(税 込)を超える場合は、日本学連総会の承認を必要とする。

第9条(納品・検収)

- 1 地図作成者は、地図の作成が完了した場合、「地図事業完了報告書兼支払請求書(様式5)」(以下「完了報告書兼請求書」という。)を日本学連に提出すると同時に、地図を日本学連に納品する。競技会の公平性の観点から、地図の納品は担当理事に対してのみするものとする。
- 2 地図の納品形態は、OCAD データによるものとする。 OCAD データのバージョンについては、契約書で指定す

る。

- 3 地図に関する一切の権利は、納品の時点で日本学連に 属することとし、著作権表示もこれに合わせて行ってお くものとする。
- 4 日本学連理事会は、納品された地図について不備がないことを確認する。確認は指定管理業者に委託する。不 備がないことが確認された場合、それをもって検収が完 了したものとする。
- 5 地図事業者と指定管理業者が同一だった場合は、第9 条1の手続きをもって検収が完了したものとする。

第10条(事業費の支払い)

- 1 地図作成者は、納品した地図について検収を受けた後 に日本学連より事業費の支払いを受ける。
- 2 会計担当は、検収完了後、提出された完了報告書兼請 求書に基づき速やかに地図作成者に対して事業費の支 払いを行わなければならない。
- 3 事業費の支払いは原則銀行振込によるものとする。そ の際の各種手数料は日本学連の負担とする。

第11条(事業完成確認)

- 1 作成された地図を最初に利用する競技会の開催者は、 競技会開催後2週間以内に「地図利用報告書(様式6)」 (以下「利用報告書」という。)を日本学連に提出しな ければならない。なお、報告は競技会のイベントアドバ イザーもしくは競技責任者が行うものとする。
- 2 利用報告書において地図事業の瑕疵が指摘された場合、地図作成者は初回に限り該当部分に対する修正を無償で速やかに行う義務を負う。修正完了時には、日本学連に対して「地図修正報告書(様式7)」(以下「修正報告書」という。)を提出しなければならない。
- 3 会計担当は、完了報告書、利用報告書、修正報告書(必要な場合)を受領後、速やかに「地図事業進捗・完成確認票(様式8)」(以下「確認票」という。)を作成のうえ、日本学連幹事会及び理事会に提出する。
- 4 確認票は事業費支払いの証拠書類とともに、日本学連 事務局で厳重に保管するものとする。

第4章 地図財産の運用

第12条 (委託管理)

1 日本学連は、日本学連が著作権を有する地図の検査、

調製及びその販売業務の一部または全部(以下「委託管理業務」という。)を指定管理業者に委託することができる。ただし、販売価格は日本学連が決定する。

- 2 幹事会及び担当理事は指定管理業者の選定を行い、理 事会からの承認を受ける。
- 3 日本学連と指定管理業者は、委託管理業務の具体的内容について、別途委託管理契約を締結する。
- 4 指定管理業者は、委託管理契約に従い善良な管理者の 注意をもって業務を行うものとする。
- 5 指定管理業者は、委託管理業務を遂行するにあたって 何らかの不都合が生じた場合の全てにおいて、いかなる ささいなことであっても日本学連まで速やかに報告し、 必要に応じて判断を仰がなければならない。

第13条(地図の管理・利用)

- 1 日本学連は、指定管理業者に対し、日本学連が著作権 を有する地図が第三者の権利を侵害しないものである ことを保証する。
- 2 担当理事は、日本学連が著作権を有する地図の全 OCAD データの原本を厳重に保管する。
- 3 担当理事は、地図事業により納品された最新の地図の OCAD データを随時指定管理業者に無償で貸与する。
- 4 指定管理業者は、担当理事より貸与された OCAD データを厳重に保管し、日本学連以外の第三者に漏らしてはならない。
- 5 指定管理業者は、貸与された OCAD データから、印刷物としての地図を調製できる。
- 6 指定管理業者は、委託管理業務の遂行上必要不可欠な場合に限り、貸与された OCAD データを改変できるものとし、その内容と実施の可否については事前に日本学連幹事会及び理事会の承認を得なければならない。なお、承認を得て改変した OCAD データは、直ちに担当理事に提出しなければならない。
- 7 指定管理業者は、委託管理契約満了時には、貸与された全 OCAD データを直ちに消去しなければならない。
- 8 本規約及び委託管理契約に定めのない地図の利用態様については、日本学連及び指定管理業者で別途協議の上、利用の可否、対価等につき決するものとする。

第14条(販売価格、方法)

1 地図の販売価格は、地図作成者より提出された事業計 画書に基づき、担当理事が決定し、幹事会及び理事会の 承認を受ける。

- 2 地図の販売価格、窓口及び手続きは日本学連のホームページにて公開する。
- 3 指定管理業者は、地図の販売明細について幹事会の都 度、日本学連に報告しなければならない。
- 4 指定管理業者は、上記幹事会での報告後1か月以内に、 地図の販売金額から別途契約で定められた手数料を差し 引いた額を日本学連に納め、その旨を会計担当まで報告 しなければならない。

第5章 改正、施行

第15章

本規約の改正は、幹事会、理事会及び総会の承認による。

第16章 (施行)

本規約は、平成26年4月1日より施行する。

平成26年3月10日制定

2014年度1月幹事会で最初の中間報告 報告者:YMOE社 山川

(参考: 2013年度は11794枚、2012年度は8521枚,2011年度は3542枚,2010年度は2767枚,2009年度は2328枚)

			VMOF		I	
実施日	テレイン名	団体名	YMOE 伝票番号	枚数	備考	備考2
4月26日~27日	日光例幣使街道	慶応大	栃2014-24	40		
4月27日	日光例幣使街道	筑波大	栃2014-25	50		
4月26日~27日	日光例幣使街道	早稲田大	栃2014-26	40		
5月1日	大和高原都祁	東大寺学園	地印2014-2	50		
5月17日~18日	希望が丘	関西学連	地印2014-6	158		
6月8日	不動の滝(南)	茨城大学	栃2014-27	80		
6月8日	不動の滝(南)1.5万	茨城大学追加	栃2014-28	15		
7月19日	毘沙門山	茨城大学	栃2014-29	45		
7月20日	日光例幣使街道	茨城大学	栃2014-29	60		
8月2日	日光和泉	東京大学	栃2014-30	135		
8月24日	毘沙門山	東海中高	栃2014-31	23		
8月16日	不動の滝(南)	北東学連夏合宿	栃2014-32	140		
8月17日	日光所野+愛宕山	北東学連ロングセレ	栃2014-33	217		
8月17日	日光所野	北東学連ロングセレー般	栃2014-33	31		
8月18日	毘沙門山	北東学連夏合宿	栃2014-32	370		
8月19日	番匠峰古墳	北東学連夏合宿	栃2014-32	120		
8月25日	日光所野	インタハイ	栃2014-34	171		†
8月26日	日光例幣使街道	インタハイ	栃2014-34	188		
9月11日	日光例幣使街道	千葉大学	栃2014-35	20		†
資料	<u> </u>	早稲田大学	地印2014-11	2		1
資料	矢板塩田	早稲田大学	地印2014-11	2		†
資料	前高原	早稲田大学	地印2014-11	2		1
資料	日光口	早稲田大学	地印2014-11	2		1
資料	日光所野+日光愛宕山	早稲田大学	地印2014-11	2		1
9月27日	<u> </u>	東北大学	栃2014-36	166		
9月28日	不動の滝(南)1.5万	東北大学	栃2014-36	19		1
9月28日	日光愛宕山	東北大学	栃2014-36	122		
10月5日	日光所野+愛宕山	早稲田大学	栃2014-37	23		
10月5日	日光愛宕山	早稲田大学	栃2014-37	26		1
10月5日	前高原	筑波大学	栃2014-38	15		
10月5日		筑波大学	栃2014-38	27		1
10月5日	番匠峰古墳	筑波大学	栃2014-38	22		
資料	不動の滝(南)	筑波大学	栃2014-39	1		
資料	日光愛宕山	筑波大学	析2014-39	1		
10月26日	希望が丘	関西学連	地印2014-13	238		
11月16日	毘沙門山	東京工業大学	栃2014-40	40		1
11月16日	日光和泉	KOLC	栃2014-41	79		
11月29日	毘沙門山	KOLC	析2014-42	55		
12月14日	日光和泉	早稲田大学	栃2014-43	56		
12月14日	日光和泉		析2014-44	87		†
12月14日	毘沙門山	東京大学	栃2014-45	229		
12月14日	日光所野	東京工業大学	析2014-46	45		†
12月14日	日光所野	KOLC	析2014-47	95		†
12月14日	日光所野	千葉大学	析2014-48	45		†
12月14日	日光所野	名古屋大学	栃2014-49	6		†
12月14日	不動の滝(南)	関東北東ミドルセレ	栃2014-50	715		
12月20日	日光例幣使街道	千葉大学	析2014-51	29		1
12月21日	里沙門山 	<u> </u>	析2014-51	32		+
1月11日	希望が丘	大阪OLC	地印2015-1	115		
1月16日	不動の滝(南)	新潟大学	栃2015-2	137		
1月17日~18日	日光所野	新潟大学	栃2015-2	307		
1月17日~18日		東京大学	栃2015-2	200		+
U/3 I/ H	ᄾᇄᅛᆌ	木ホハナ	JUJZUIJ I	200		

1月18日	 	東京大学	栃2015-1	221	
2月7日	日光所野	学連合宿	1//2010		
2月8日	矢板幸岡	山リハ			
2月14日	日光愛宕山	岩手大学			
2月20日	不動の滝(北)	東京大学			
2月21日	日光所野	東京大学			
2月22日	日光和泉	東京大学			
2月21日	矢板塩田	東北大学			
2月22日	日光所野	東北大学			
2月25日	日光例幣使街道	千葉大学			
2月26日	日光所野	千葉大学			
2月27日	不動の滝(南)	千葉大学			
2月28日	番匠峰古墳	千葉大学			
2月28日~3月1日	矢板日新	新潟大学			
				5116 枚	
【初出企画使用分】					
1月25日	矢板山苗代(筑波大大会)				
	初出分			380	
	販売分			232	
				612 枚	

仮数字 初出分 380

販売対象分 232

学連が有償で売った地図の総枚数 5728 枚

学連内部使用分 枚

指定管理業者への印刷代支払い を除いた学連の収入額として単価

200円のものの地図売上 5348 枚 ¥1,069,600

初出地図分(学連分550円)の地図売上 380 枚 ¥ 209,000

学連地図の総使用枚数 5728 枚

(春インカレの現場を除く)

2013年度日本学連地図売上総額 ¥1,278,600

幹事会時点で127万円稼ぎ、180万円使った状態。今後の使用分でどこまで補充できるか。栃木県でのインカレでない年でも これだけの売上を上げられることを逆に評価すべきでは?

【26年度予算執行提案の状況】

	他日光テレイン維持改訂作業	2014年3月幹事会で決議	満額使った	¥ 200,000
昨年3月幹事会・総会で決済いただいたが執行できなかった →別途提案事業とするべくクローズ を1/1付けで公示	他矢板テレイン維持改訂作業	2014年3月幹事会で決議	上限(しかし使っていない)	¥ 200,000
	矢板山苗代新規地図作成事 業	2014年3月幹事会で決議	別途報告	¥ 1,600,000

インカレミドル シード選手紹介 および インカレ表彰式に関して

1. はじめに

本文章は、全日本大学選手権(以後インカレとする)ロング、ミドルディスタンスの表彰式 の時間、形式に関する提案、およびインカレミドルのシード選手紹介に関しての提案です。

2. インカレミドル シード選手紹介のあり方について

例年インカレミドルの前には、スタート順抽選、シード選手によるシード選手紹介が行われます。

私は、

- ① スタート順抽選、シード選手紹介を主催者、来賓挨拶の後にし、かつ参加を任意にする
- ② スタート順抽選、シード選手紹介を廃止する

の2案を提案します。

シード選手紹介は、選手に課される負担がかなり大きく、そのうえ参加せざるを得ない状況です。私は以前二度のシード選手紹介を行ってきました。特に昨年のシード選手紹介は、留学中にもかかわらず、紹介の動画などを準備しなければならず、私のみならずクラブ員の方々にも大きな負担をかけてしまいました。他の大学の選手に聞いてみても同じような意見が聞かれます。私にとって大切なのは、インカレで最高の結果を出すことです。その大会の直前にインタビューだけでなく動画や企画を用意し、また必ず出席しなければならないイベントがあることは、発表者だけでなく、できるだけ早く宿泊施設に行き翌日の準備をしたいと考えている選手にとっても大きな負担だと思っております。そのため、シード選手紹介やスタート抽選を廃止し、より選手が試合に集中できる環境を作るのが大切と考えます。

また、シード選手紹介のほかに、主催者、来賓のあいさつが行われます。こういったものは、学生選手権として地域の協力を得て、その価値を高めるためには大切なものと思います。しかし、その来賓の方などのあいさつの前にシード選手紹介が行われるのは大きな問題と思います。例年シード選手紹介は、一部のオリエンティアしかわからない内輪ネタ、また壇上で服を脱ぐなど一般の人から見れば面白くない、または参加者のモラルに疑問を感じざるを得ないような内容のものが散見されます。そういったものを、来賓の方の話を控える前に行うことは、オリエンテーリング界全体に悪影響を及ぼしかねません。そのため、仮にシード選手紹介を行うとしても、来賓、主催者の話の後にし、その参加を任意にするよう取り組むべきと考えます。

3. インカレ表彰式のあり方について

私は、インカレロング、ミドルに4年間参加しその表彰式を見てきました。それぞれのクラスで選手が入賞し、その喜びを大学の仲間で分け合う姿はとても素晴らしいものと感じます。

しかし一方で、表彰式の時間、形式に改善すべき大きな問題が 2 点あると思っておりました。そのため今回の意見書を提出します。 2 点の問題は以下の通りです。

- ① 表彰式の時間的問題
- ② 表彰式のモラルの問題

① 表彰式の時間について

まず、表彰式の時間についてです。例年インカレミドル、ロングは通常大都市から離れた場所で開催され、参加者は長時間の移動を経て大会に参加しています。しかし、例年表彰式は、各クラスで大学ごとに表彰台前の写真撮影が行われます。また、選手のインタビューなどを含めると表彰式だけでかなりの時間をかけているのが現実です。各大学の写真撮影は、それぞれの大学が表彰式後に行えばよく、わざわざすべてのクラスでその時間をとる必要はありません。またそれらが原因で、各大学の選手が終電を逃し、当日中に家に帰れなくなっている話を聞いています。私の場合も、エリートクラスの表彰式に出席するため1時間近く待たなければならず、同乗した同じクラブの選手は家に帰りつけなくなってしまいました。彼は4年生だったから良かったものの、オリエンテーリングを始めたばかりの1年生、または女性がそのような状況に陥ってしまうのは社会的にも示しが着きません。そのため私は表彰式を速やかに行い、各選手が安全に帰れるように表彰式の仕組みを変えることが必要と考えます。

② 表彰式のモラルについて

次に表彰式のモラルについてです。例年、インカレの表彰式では、各大学がうまい棒などを入賞者に食べさせるなどの光景が見られます。各大学が喜びを分かち合うのは素晴らしいことと思います。しかし、そのあとを見てみると、表彰台の周りにはゴミが散乱しています。また、表彰される選手も多数の参加者が走ってやってくる状況は安全とは言えません。私も経験しましたが、表彰台の近くで素早く安全な場所を見つけなければならず、慣れていないと事故を誘発しかねないと感じました。こういった状況は、学生選手権としての権威を失墜させてしまう可能性があるものであると感じております。なぜならば、ゴミを散乱させることで運営者に多大な迷惑をかけ、また事故が発生した場合、大きな責任問題に発展しかねないからです。そのため、私は表彰式でのこういったモラルに反する行為の規制を行うべきと考えます。

技術委員会報告 2014/1/24 文責:大西

1、学連合宿の開催

第3回 学連合宿を2月7,8日に行う予定です。場所は日光所野。2日目は例年通り山リハに参加します。

2、海外遠征補助について

来年度も行っていきたいのでその方向で話を今進めていますが、

- ・上限金額 10 万円(交通費+滞在費の 50%目安)
- ・卒業1年目まで
- ・遠征に対する優先順位

などが加わりより基準がわかりやすくなっていく予定です。

3. ユニバー報告書

近日ユニバー2014の報告書をアップ予定です。

余裕があれば紙で製本してインカレで配りたいと思っています。

4、インカレミドルのシード選手の推薦

現在、鋭意選考中です。もうすぐシード選手が発表されると思います。

5、2015年度 I C L イベントアドバイザーの選出。

現在、鋭意選出中です。もうすぐ決まると思います。スプリントとロングを兼ねる方向で 検討中です。

広報紙「いぶき」他についてのアンケート 結果と考察

2015年1月24日日本学連広報部 高橋

1. 調査目的

日本学連では、現在、渉外メーリングリストと広報紙「いぶき」、ホームページ、Twitter を通して情報発信を行っている。しかし、これまでその活用状況はよくわかっていなかった。特に、「いぶき」についてはその存在を知らないという声があった。そこで、情報の受け手である加盟員を対象として、果たしてどのくらいこれらの情報伝達手段に触れているのか、調査することとした。また、「いぶき」などはインターネットを通して公開されているので、OB・OGといった現役の加盟員以外の方の意見を求めることで、学連の外部での存在意義についても考えることとした。

2. これまでに行ってきた工夫

(1) Twitter の開設

日本学連では主に「いぶき」と渉外メーリングリスト(uofj-ml)で周知を行ってきた。それでは、加盟員へ伝えたい情報がまだ周知しきれていないのではないだろうか、と考え、昨年3月にTwitterを開設した。現在ではフォロワー数は400を超え、つぶやかれる内容に注目が集まるようになった。アカウント開設によって、ある程度の効果はあったと思われるが、それがどのくらいの大きさであるのかどうかはわからなかった。

(2) 紙媒体「いぶき」の試験配布

一部から、「印刷した『いぶき』が欲しい」という声があり、今年度の全日本リレーで試験的 に配布した。反応はまずまずであった。

3. 概要

回答期間:2014年12月2日(火)~14日(日)

回答者数:167人(内訳は表を参照)

表 1 回答者数の内訳(男女・登録年数別)

	日	本学連加盟	員(登録年数	OB·OG(
性別	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	2 年以内	3 年以上	総計
男子	34	27	23	22	8	3	117
女子	19	15	8	7	1	0	50
総計	53	42	31	29	9	3	167

表 2 回答者数の内訳(地区学連・登録年数別)

	日	本学連加盟	員(登録年数	OB·OG			
地区学連	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	2 年以内	3 年以上	総計
北東	12	12	11	6	1	0	42
北信越	9	5	3	5	2	0	24
関東	19	17	8	9	5	2	60
東海	5	4	2	3	1	1	16
関西	7	4	7	6	0	0	24
中九四	1	0	0	0	0	0	1
総計	53	42	31	29	9	3	167

4. 設問ごとのアンケート結果とその考察

- 問 1. あなたの所属大学のクラブが加盟している地区学連を教えてください。(所属したことがない場合は、お住まいの地区を管轄する地区学連をお選びください)
- 問 2. あなたの性別を教えてください。
- 問 3. あなたの学連登録年数(学連に登録してからの年数)を選択してください。

問 1. ~問 3. については「3.調査の概要」で示したとおりである。

問 4. 今年度、日本学連広報紙(機関紙)「いぶき」を読まれたことがありますか。

今年度、「いぶき」を一度でも読んだことのある加盟員は、予想していたより多かった。しかし、 すべての号を読んだことのある人はまだまだ少なく、広報紙としての役割を果たし切れていない。 また、加盟登録年数が少ないほど、「いぶき」の存在自体を知らない人が多いことが分かった。

この結果を踏まえると、まず加盟員に「いぶき」について知ってもらう必要があるといえる。特に登録 1 年目、2 年目の加盟員に対して、その存在についてもっと宣伝していくべきであろう。そして、毎号読んでもらえるように、発行の際の周知をもっと積極的に行っていくべきだろう。

表 3 問 4 の回答結果

選択肢	日本学連加盟員(登録年数)				OB·OG	ون ا≞ل	
送 が放	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	~2年	3 年~	総計
3 号すべて読んだことがある	5.77%	19.05%	19.35%	31.03%	22.22%	66.67%	18.07%
3 号すべてではないが、読ん	26.92%	42.86%	45.16%	48.28%	44.44%	33.33%	39.16%
だことがある	20.92%	0.92% 42.86%	40.10%	40.28%	44.44%	SS.33%	აუ.1 0 %
「いぶき」の存在を知らなかっ	44.23%	14.29%	3.23%	0.00%	0.00%	0.00%	18.07%
た	44.23%	14.29%	3.23%	0.00%	0.00%	0.00%	10.07%
「いぶき」の存在は知ってい	23.08%	23.81%	32.26%	20.69%	33.33%	0.00%	24.70%
るが、読んだことはない	23.08%	∠3.81%	32.20%	20.09%	33.33%	0.00%	24.70%

問5. 前問で「3号すべて読んだことがある」「3号すべてではないが、読んだことがある」と答えられた方に伺います。どの特集記事が一番印象に残っていますか。(複数回答可)

一番多かったのは、「第3号インカレロング特集(注目選手紹介他)」であった。毎年恒例となっている企画であり、注目選手の生の声を聞くことができるのが魅力的だったのではないかと思われる。これらは、昨年度も行った「第2号特集①(新歓とその後)」にも言えることであろう。一方、これらと同じように、選手の声が直接聞ける特集でも、「第2号特集②(今年は世界大学選手権の年)」については、読者の印象にあまり残っていないようである。世界大学選手権(以下、ユニバー)への関心が大きくなかったか、あるいは、単純に特集として目立たなかった可能性がある。

選択肢 割合[%] 第1号特集①(日本学連 JOA 加盟・中九四学連復活) 12.8 第1号特集②(今年度日本学連幹事・各地区幹事長紹介) 6.4 第2号特集①(新歓とその後) 28.7 第2号特集②(今年は世界大学選手権の年) 8.5 第3号インカレロング特集(注目選手紹介他) 78.7

表 4 問 5 の回答結果(回答数 94)

問 6. 前間で「3号すべて読んだことがある」「3号すべてではないが、読んだことがある」と答えられた方に伺います。毎号掲載される以下の記事のうち、どの記事をチェックされますか。 (複数回答可)

半数以上が「日本学連の動き」について読んでいることが分かった。ここでは、主に日本学連 幹事会・総会で議論されている話題や、それらに関連したことを記事として掲載している。日本 学連としてどう活動しているのか、関心を持っている人が少なくないことが分かった。また、日本 学連後援大会の案内についても確認する読者が少なくない。これらの情報を掲載する価値はあ ると思われる。

式 6 时 6 00日日相水(日日					
選択肢	割合[%]				
日本学連の動き	55.9				
これから開催予定の日本学連後援大会	33.3				
編集後記	16.1				
これらの記事はすべて読み飛ばしている	21.5				

表 5 問 6 の回答結果(回答数 93)

問7. 前問で「3号すべて読んだことがある」「3号すべてではないが、読んだことがある」と答えられた方に伺います。読んでみての感想として、最も近いものを選んでください。(複数回答可)

4分の3以上の回答者が「記事内容はおもしろい」という評価をした。ただ、他の高評価をした回答者は、低評価した回答者よりは多かったものの、2割弱であったので、これらについての改善点を探ることがまだまだできるであろう。

公 6 月 7 8 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
選択肢	割合[%]
記事内容はおもしろい	77.8
競技をする上で役立つことが掲載されている	24.4
体裁や記事の表現が読みやすい	22.2
記事内容はつまらない	2.2
競技をする上で役立つことが掲載されていない	7.8
体裁や記事の表現が読みづらい	2.2

表 6 問 7 の回答結果(回答数 90)

問 8. その他、「いぶき」を読んでのご感想やご要望がありましたら、お寄せください。

問7と同様に、高評価していただいたのと同時に、紙媒体の配布などといった、さらなる工夫のご提案もいくつかいただいた。発行方法については、最近はホームページ上での公開のみだったため、すでに述べたように、「紙媒体にしたものが欲しい」という声が、以前から上がっていたが、それが裏付けられた結果となった。また、一部には「いぶき」そのものについて、「印象に残っていない」などの指摘も見られた。

【主なご意見】

- いぶきについては、特に不満はありません。いつも楽しく拝読いたしております。
- 卒業後の学生オリエンテーリング界の動きを把握する手段として広報誌を重宝しています。今後も広報活動には力を入れて欲しいです。
- もっと発行回数が多いといいですね!大変だとは思いますが。あとは学生大会会場に 印刷したものを置いておくとか。紙媒体の方が、手元にさえあれば読む気が起きます。 (賛助会員への郵送ってまだやってるんでしょうか?)
 - ※賛助会員への「いぶき」の郵送は現在行われていない。その代替措置として、メールで「いぶき」の発行をお知らせしている。(普及部が担当)
- 他地域の情報など興味深く拝見しています。読みごたえのある紙面、今後も楽しみです。部室の見えるところに設置するなどの工夫をすべきかもしれない。つまり、発行後の、最後の読者のところまでフォローを各加盟校担当がもっと力をいれるべきと感じる。他大と話していて感じた。これとはべつに。たとえば、大会へいくらかもっていき、一般

に公開してもよいのでは。

- 日本学連で、大学ごとや注目選手、代表選手へのインタビューを行うことにとても意義を感じます。もっと日本学生オリエンテーリング界の発信元となっていただければいいなと思います。しかし、観戦ガイドなど、発行している団体が同じなのに別の冊子となっていて、インタビュー内容などが似通っているのは別である必要があるのかなと思います。
- 経費の無駄ではないのか?※今年度これまでに支出した経費は880円(いぶき印刷代・2015年1月18日現在)である。
- あまり学生に活用されていないと思う
- 正直、あまり印象に残ってない。

問 9. 今年度、日本学連総会・幹事会議事録を読まれたことがありますか。

議事録を読んだことがあるのかどうか尋ねたところ、読んだことのある人が「いぶき」を読んだことのある人より、7 ポイント程度多く、総会・幹事会での議論への関心の高さを示す結果となった。 加盟登録年数別にみると「いぶき」とおおむね同じ傾向が見られた。

次,同·00日1加入									
	日本	日本学連加盟員(登録年数)				OB·OG(卒業後)			
選択肢	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	~2年	3 年~	総計		
読んだことがある	44.23%	69.05%	74.19%	72.41%	55.56%	100.00%	62.65%		
議事録の存在を知らなかった	30.77%	2.38%	6.45%	3.45%	0.00%	0.00%	12.05%		
議事録の存在は知っている	25.00%	28.57%	19.35%	24.14%	44.44%	0.00%	25.30%		
が、読んだことはない	25.00%	20.37%	19.55%	24.14%	44.44%	0.00%	23.30%		

表 7 問 9 の回答結果

問 10. 前間で「読んだことがある」と答えられた方に伺います。 どのように議事録を読まれますか。 最も近いものを選んでください。

議事録の内容については、軽く目を通している程度、あるいは興味のある議題についてしっかり読む人が多かった。

選択肢	割合[%]
総会・幹事会があったこと自体を確認する程度に読む	8.4
中身に軽く目を通している(要旨だけ読む、など)	37.4
興味のある議題についてはしっかり読む	34.6
すべての議題についてしっかり読む	19.6

表 8 問 10 の回答結果(回答数 107)

問 11. 前問で「読んだことがある」と答えられた方に伺います。 読んでみての感想として、 最も近いものを選んでください。 (複数回答可)

約半数が「競技をする上で必要な情報・有益な情報が掲載されている」と評価した。しかし、「体裁・ページ構成が見にくい」という意見が次に多く、議事録の表現については、ほぼ 2 つに割れた。体裁・ページ構成については、改善していく必要があるだろうし、表現についても、もっとわかりやすいものになるように、出来る限り配慮したい。

選択肢	割合[%]	
競技をする上で必要な情報・有益な情報が掲載されている	51.0	
わかりやすい表現になっている	25.0	
体裁・ページ構成が見やすい	18.0	
競技をする上で必要な情報・有益な情報が掲載されていない	5.0	
わかりやすい表現になっていない	22.0	
体裁・ページ構成が見にくい	27.0	

表 9 問 11 の回答結果(回答数 100)

問 12. その他、日本学連総会・幹事会議事録を読んでのご感想やご要望(議事録自体の読みやすさなど)がありましたら、お寄せください。

議事録の表現や体裁についてのコメントが多く寄せられた。また、議題ごとに抽出したものや、要点だけをまとめたものが欲しい、という意見もあった。最近公表される議事録はその多くが、10ページ程度になっているので、「読むのに疲れる」という意見は理解に難くない。もっと読みやすくするための方策を考えたい。

【主なご意見】

- 議事録なのでしょうがないと思うが、極論じゃないかと思うような意見がのってたりして、 ニュアンスが発言した時と違うんじゃないのかな?と思うことがある。
- もう少し読みやすくなると気軽に読めて嬉しい。読みにくいと疲れる。
- 議題毎に議事録をあげてもらえると、あまり議事録を読まない部員へ議事録内容周 知する際に、助かるので、前回の幹事会議事録のように続けてもらいたい。
- やはり所々に意味の通りにくいところがあります。生の議論から議事録にするにあたり、 修正をかなりしておられるのは分かるのですが、直りきっていないところが時折見受けられます。かといって、修正を正確に行うあまり、アップが遅れては元も子もないと思うので、そのあたりはバランス良くお願いしたいです。総会までに議論する事案がある場合・アンケートに答える事案がある場合等は、どんなに遅くとも二週間~10 日程前に

は up していただきたいです。

- 総会から議事録がでるのが遅くそのわりに臨時総会などは早いのでしっかりと話し合う 時間が足りない。また、全体的に見にくく変化がわかりづらい
- 発言者と発言内容の欄だけで少し読みにくいので、もうひとつ欄を増やして発言内容 の要点などを記載したり、要点にマーカーしてあると流し読みするときに助かります。
- 今の議事録は誰がどの発言をしたのかわかるように記されており、とてもわかりやすい。 今後もこの形式を継続、改善していってほしい。
- もっと広報を多くして伝えて欲しい 情報が得られない
- 発言を全て載せるのはとても大切だと思うが、それとは別に要点だけをまとめたものを 載せて欲しい。

問 13. 今年度、日本学連ホームページ(HP)にアクセスしたことがありますか。

ホームページ自体の存在を知っている人は多いうえ、そのうちかなりの人が実際にアクセスしていることが分かった。ホームページは、広報手段として一番効果のあるものであると言える。

公 10 间 10 00 目 ll l							
	日本学連加盟員(登録年数)			OB·OG	(卒業後)		
選択肢	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	~2年	3 年~	総計
アクセスしたことがある	40.38%	76.19%	83.87%	82.76%	77.78%	100.00%	68.07%
HP の存在は知っているが、	30.77%	21.43%	16.13%	17.24%	11.11%	0.00%	21.69%
アクセスしたことはない	30.77%	21.43%	10.13%	17.2470	1 1.1 170	0.00%	21.09%
HP の存在を知らなかった	28.85%	2.38%	0.00%	0.00%	11.11%	0.00%	10.24%

表 10 問 13 の回答結果

問 14. 前問で「アクセスしたことがある」と答えられた方に伺います。アクセスする目的として、最 も近いものを選んでください。(複数回答可)

日本学連のホームページへアクセスする目的として、競技上の理由を挙げる人が多かった。 例えば、地区学連のページでは、セレクションなどの情報が掲載されており、それを確認するために、アクセスしているものと考えられる。

選択肢	割合[%]
セレクションなど、競技に必要な情報が掲載されているため	70.3
テレイン利用などに関する規約を確認するため	38.7
議事録のバックナンバーなどから、過去の情報を知るため	33.3
その他(興味本位など)	22.5

表 11 問 14の回答結果(回答数 111)

問 15. 前問で「アクセスしたことがある」と答えられた方に伺います。日本学連 HP にアクセスした際、 どの情報をよくチェックされますか。(複数回答可)

多かった項目に共通しているのは、どれもインカレ関連の情報を掲載しているページであるという点である。 加盟員の注目度が高いと思われる。

表 12 問 14 の回答結果(回答数 111)

選択肢	割合[%]
トップページの「お知らせ」	42.3
各地区学連のページ	42.3
日本学生選手権(インカレ関連の情報を掲載)	53.2
世界大学選手権(ユニバーシアードについて掲載)	10.8
テレイン利用(地図販売などについて掲載)	27.0
普及支援活動	2.7
賛助会員登録(賛助会員の情報を掲載)	2.7
幹事会と総会(日本学連幹事会・総会 議事録を掲載)	34.2
規約書庫(日本学連・地区学連の規約や申し合わせを掲載)	26.1
当連盟について(役員や「いぶき」のバックナンバーを掲載)	10.8

問 16. 前間で「アクセスしたことがある」と答えられた方に伺います。 閲覧してみてのご感想として、最も近いものを選んでください。 (複数回答可)

全体的な傾向として、ホームページを閲覧している人にとって、欲しい情報は得られているようである。

表 13 問 16の回答結果(回答数 105)

選択肢	割合[%]
競技をする上で必要な情報・有益な情報が掲載されている	61.0
わかりやすい表現になっている	26.7
体裁・ページ構成が見やすい	19.0
競技をする上で必要な情報・有益な情報が掲載されていない	7.6
わかりやすい表現になっていない	16.2
体裁・ページ構成が見にくい	21.9

問 17. 今年度、日本学連 Twitter アカウントにアクセスしたことがありますか。

2014 年 3 月から利用を開始したが、学連の広報手段としてはまだまだ認知度や普及度は高くないようである。加盟員の 8 割以上は Twitter を利用したことがあるようだが、アカウントの存在自体を知らない人が登録 1 年目では 6 割以上、登録 2 年目~4 年目でも 3 割余りにのぼった。アカウントへのフォローなどは強制するものではないうえ、広報としては、Twitter はあくまでもホームページの更新などを知らせる広報の補助ツールとして考えている。しかし、予想よりは認知度が低かったので、工夫の余地はあるかもしれない。

OB·OG 日本学連加盟員 選択肢 1 年目 2 年目 3 年目 4 年目 ~2年 3 年~ 総計 Twitter を使ったことがない 9.62% 21.43% 3.23% 10.34% 11.11% 33.33% 12.05% アカウントの存在を知っていて、 11.54% 30.95% 38.71% 41.38% 33.33% 66.67% 28.92% フォローしている アカウントの存在を知っている 13.46% 11.90% 19.35% 13.79% 22.22% 0.00% 14.46% が、フォローしていない 34.48% アカウントの存在を知らなかった 65.38% 35.71% 38.71% 33.33% 0.00% 44.58%

表 14 問 17 の回答結果

問 18. 前問で「アカウントの存在を知っていて、フォローしている」「アカウントの存在を知っているが、フォローしていない」と答えられた方に伺います。日本学連 Twitter にアクセスしてみたときの感想として、最も近いものを選んでください。(複数回答可)

約半数が情報量・つぶやく内容について、適切であるとみているようだ。運用方法については、 あまり問題はなさそうである。

選択肢	割合[%]
必要な情報・有益な情報が掲載されている	50.0
つぶやく情報の量は適切だ	47.1
必要な情報・有益な情報が掲載されていない	2.9
もっとつぶやく情報を増やしてほしい	30.9
もっとつぶやく情報を減らしてほしい	1.5

表 15 問 14 の回答結果(回答数 68)

問 19. その他、日本学連ホームページ・Twitter にアクセスしてみてのご感想やご要望がありましたら、お寄せください。

ホームページについては、日本学連・地区学連のページについて、ともに情報が更新されていない、という意見が少なくなかった。選択式の設問でも、「体裁が見づらい」などという意見が少なくなかった。ホームページについての運用については、もっと充実させるにはどうすべきか、考えていかなくてはならないだろう。

【主なご意見】

- 今後もこの形式で問題ないです
- 日本学連所有の HP 内の、「テレイン利用」→「テレイン利用ガイドライン」・「購入可能 地図一覧」が、かなり古い情報のままになっておりますので、更新をお願いしたいです。 矢板・日光地区のテレイン利用については、昨年?山川さんから「αタイプ・βタイプの 公民館」の使用法や渉外法の差について説明を受けたのですが、それらが一切反映 されておりません。
- 日本学連のページは概して、必要な情報がまとめられていてわかりやすいと思います。 しかし、地区学連のページについては、必要な情報が掲載されていない、あるいは、 全くと言っていいほど更新されていない地区が多く見られます。身内で完結する情報 に関しては、地区学連の ML などが利用されているのかもしれませんが、そうでない情報もありますし、そもそも広報のあり方として問題ではないでしょうか?中でも、地区学連のページ内に、地区学連の連絡先が掲載されていない学連に関しては、早急に改善すべきだと思います。また、私からの提案としては、最低限掲載すべき内容を日本学連としてガイドラインを作り、示すことが必要だと思います。
- ホームページの情報が古い、構成がおかしいなど、急いで改善したほうが良い点が 多々見受けられます。過去の議事録を辿ろうとしても非常に手間ですし、役員の欄も 見づらいです。地図情報に至っては古すぎると思います。(なおせば売り上げも伸びる のでは?)
- 日本学連のホームページについて意見・要望が 3 点ある。第一に、過去の幹事会と総会の議事録が見つけにくいので改善してほしい。幹事会と総会のページを開いても、最近の議事録しか表示されない。過去のお知らせ(月別)をクリックすれば過去の議事録にアクセスできるが、その表示は小さく見つけにくいし、"お知らせ"が議事録であるとはわかりにくい。"これ以前の議事録はこちら(リンク)"などとわかりやすく表示すべきである。第二に、サイト内検索を設けるべきである。どこに欲しい情報があるのか、リンクをクリックして隅から順に探していくのは手間である。第三に、議事録のページに議題を載せてほしい。PDFを開かないと議題がわからないのは手間である。日本学連のサイトは初見ではどこに情報があるのかわかりにくく、見つけるのに手間がかかるので改善していただきたい。
- ホームページでは全く更新されていない箇所もあるので、適宜更新してほしい。加盟

校の情報など。

- ホームページの情報が古いままであったり(特に地図関係はひどい)、ページ構成がぐ ちゃぐちゃだったり、ちょっとひどい状況です。急いで対応すべき問題かと思います
- 地区学連のホームページが、関東と関西以外機能していない気がするので、地区学連のホームページを見れば、活動状況がわかるような状態にしとく方が良いと思います。

問 20. 日本学連の広報活動全般について、ご意見やご要望がありましたら、お寄せください。

広報全体に対して、また、日本学連全体についてさまざまな意見が寄せられた。

なお、広報に関する直接的な意見ではないため、ここでは割愛させていただいたが、「インカレミドルの参加費が高額だ」、「2011 年度・2012 年度の会計についての問題はどうするのか」といった意見も寄せられた。

【主なご意見】

- 継続していくことで、広報としての役割は強化されていくと思うので、反響の大小 だけ に囚われず、頑張ってもらいたい。
- 加盟員のみならず、私のような OB・OG にもアンケートへの回答権があるのは有り難いです。最終的には加盟員(現役学生)のみで決めるべきだと思いますが、このように問題点や案を出す段階では、現役学生以外の意見も広く募集した方が良いのではと、個人的には考えております。
- もっと、日本学連に自由に意見を言えるような仕組みを構築していただければ幸いです。
- 時代の変化とともに広報に求められる役割は増えていると思います。頑張ってください。 (広報部員を設置してみては??)
- 最近、インカレスプリントや大学院生の学連登録などについて意見を求められることがあるが、主な議論の場となっている幹事会や総会の議事録が見つけにくく背景の理解を妨げているように思える。もし日本学連がより多くの人の意見を求めるならば、ホームページなど日本学連からの情報発信の方法を改めるべきである。
- 広報の情報をもっとわかりやすくして情報を得やすいようにして欲しい。

5. 全体を通して

今後これらの情報発信手段をもっと活用していくために、さらなる工夫が必要であろう。

今回のアンケートを踏まえて、以下のような対応ができるのでは、と考える。具体的な策については、考察の時にも述べたので、ここでは、特に重要だと考える点についてのみ、列記することとしたい。

(1)「いぶき」

紙媒体「いぶき」の配布については、実施する価値があると考える。すでに試験的に配布を行ったが、好評であったので、大会会場などで、もっと大規模に配布したい。

(2) 議事録

簡潔で正確かつ分かりやすい内容となるように努めていくことが大事だと考える。また、 議事録レイアウトについては、これまで、しおり機能をつけるなどの工夫をしてきたが、他 にも何か工夫を考えたい。

(3) ホームページ

更新がされていない、見づらいという指摘が多い。まずは最新の情報に更新していくことに努めたい。また、見やすいホームページにするために、ホームページ自体のレイアウトを変えるなどの対応を考えたい。

今回のアンケートを通して、日本学連の広報に対する加盟員の評価を知ることができ、今後の 活動の方向性を探るうえで、大変有意義であったと考える。

最後に、貴重な時間を割いてアンケートにご協力いただいた方々に、感謝申し上げたい。